

## 議案第18号

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日 提出

日出町長 安部 徹也

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年日出町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に基づき、県等の給与改定等の事情を考慮して職員の給与等の改定をしたいので提出する。